

## 市営バス利用料金助成（新型コロナ支援策）の実施について

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症からの市民生活の回復を図ると同時に事業者支援を行うため、市営バスに無料で乗車できる利用券を広く市民に配布し、市営バスによる外出を支援することを目的とする。

## 2 利用券の概要

項目	内容
配布方法	10月15日号広報と同時配布する尾張旭市店舗等応援情報誌（産業課が委託により作成）に掲載
配布枚数	1世帯あたり10枚
有効期限	令和3年1月31日まで（予定）
対象者	市営バス有料利用者
利用方法	市営バス1乗車につき1枚を料金箱に投函
助成方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月締めで豊栄交通が枚数を集計し、市に対して請求</li> <li>・市は、枚数に応じた額を豊栄交通に支払い</li> </ul>

## 3 事務スケジュール

時期	内容
8月中旬～下旬	豊栄交通との精算方法に係る協定締結
～10月	情報誌ページ校正等
10月15日	情報誌配布
11月～1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月締めで豊栄交通が請求</li> <li>・市が豊栄交通に枚数に応じた額を支払い</li> </ul>

## 4 道路運送法との関係

利用券の運賃を第三者（市）が負担する場合は、運行事業者の割引に該当せず、道路運送法の手続きは不要